

## 九州食べきり協力店鹿児島県登録実施要領

第1条 この要領は、九州食べきり協力店（応援店）登録実施要綱（以下「要綱」という。）10の規定に基づき、事業の実施に当たって必要な事項を定める。

第2条 鹿児島県における協力店等の名称は、登録されるすべての店舗について、「九州食べきり協力店」（以下「協力店」という。）とする。

第3条 要綱4に規定する登録の対象となる取組の区分及び内容は、別表1のとおりとする。

第4条 要綱4に規定する「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

次にいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）をいう。

ア 役員等が、暴力団員であると認められる法人等

イ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

第5条 要綱に規定する申込又は届出の手続は、次の表の左欄に掲げる項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課に郵送、電子メール、FAX又は持参のいずれかの方法で提出することにより行う。

手続項目	提出書類
要綱6に規定する登録の申込	様式1号 九州食べきり協力店登録申込書
要綱7に規定する登録内容変更の届出	様式2号 九州食べきり協力店登録内容変更届
要綱8に規定する登録中止の届出	様式3号 九州食べきり協力店登録中止届

第6条 県は、県のホームページ等で協力店を広報するほか、当該登録制度についてマスコミ等に紹介するものとする。

また、県は、協力店に対し、食品ロス等に関する情報提供に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。